

藤沢市教育委員会 5月定例会 会議録

日 時 2024年(令和6年)5月16日(木)
午後3時00分～午後3時53分
場 所 藤沢市役所本庁舎8階 8-1・8-2会議室

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議事
 - (1) 議案第4号 市議会定例会提出議案(令和6年度藤沢市一般会計補正予算)に同意することについて
 - (2) 議案第5号 市議会定例会提出議案(工事請負契約の変更契約の締結について)に同意することについて
 - (3) 議案第6号 藤沢市学校事故措置委員会委員の任命について
 - (4) 議案第7号 藤沢市立学校通学区域検討委員会委員の委嘱又は任命について
 - (5) 議案第8号 藤沢市立学校の新たな通学区域の設定について(諮問)
 - (6) 議案第9号 第4期藤沢市教育振興基本計画基本構想の策定方針について
 - (7) 議案第10号 第4期藤沢市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱又は任命について
 - (8) 議案第11号 第4期藤沢市教育振興基本計画の策定について(諮問)
 - (9) 議案第12号 令和7年度使用藤沢市教科用図書の採択方針について
 - (10) 議案第13号 藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命について
 - (11) 議案第14号 令和7年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について(諮問)
 - (12) 議案第15号 藤沢市藤澤浮世絵館運営委員の委嘱について
 - (13) 議案第16号 藤沢市図書館協議会委員の任命について
- 5 その他
 - (1) 令和5年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」の結果について
- 6 閉会

出席委員

- 1 番 岩 本 將 宏
- 2 番 飯 盛 義 徳
- 3 番 種 田 多化子
- 4 番 石 井 由 佳
- 5 番 井 沼 隆 史

出席事務局職員

教育部長	川 口 浩 平	生涯学習部長	板 垣 朋 彦
教育部参事	坪 谷 麻 貴	生涯学習部参事	横 田 隆 一
教育部参事	加 藤 財 英	生涯学習総務課主幹	田 高 敏 也
教育総務課主幹	一 柳 善 彦	生涯学習総務課課長補佐	三 部 梨加子
教育総務課主幹	高 瀬 有 希	郷土歴史課長	菊 地 誠
教育総務課課長補佐	安 西 美知代	郷土歴史課課長補佐	山 出 峰 士
教育総務課指導主事	近 藤 雅 美	総合市民図書館長	石 塚 義 之
教育指導課長	丸 谷 英 之		
教育指導課主幹	平 田 憲 司		
教育指導課指導主事	青 木 ちひろ		
教育指導課指導主事	林 理 絵		
教育指導課指導主事	森 学		
教育文化センター長	作 道 実		
教育文化センター指導主事	関 雄 樹		
学務保健課長	宇 野 匡		
学務保健課主幹	柏 崎 浩 通		
書 記	小 門 前 清 彦		

午後 3 時00分 開会

岩本教育長 皆様、こんにちは。お待たせをいたしました。
定刻となりましたので、ただいまから「藤沢市教育委員会 5月定例会」を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。
本日の会議録に署名する委員は、3番の種田委員、4番の石井委員に
お願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、3番の種田委員、4番の
石井委員をお願いをいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、前回会議録の確認をいたします。
何かございますでしょうか。

(訂正、修正等発言：なし)

特にないようですので、了承することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 議事に入ります前に、事務局から発言を求められておりますので、こ
れを許します。

丸谷教育指導課長 前回の本定例会において、委員からいただきましたご質問について、
回答の一部を保留させていただいておりましたので、お答えさせていただきます。

ご質問の内容につきましては、「令和5年度全国体力・運動能力、運動
習慣等調査(スポーツ庁)の藤沢市の結果について」の報告におきまし
て、なぜ中学2年生男子の体力合計点が、中学2年女子あるいは小学生
と比べて低いのか、というものでございました。

この体力合計点は、本調査の際に使用される、新体力テストの項目別
得点表を基に、8種目の測定結果を10点満点に数値化し合計したもので
す。

年齢構成においても、男女においても、項目別評価基準、つまり得点
の区切り方が異なるため、中学校2年生の男子の体力合計点を、中学2
年女子あるいは小学生と比べるべきものではないと捉えております。

なお、この新体力テストが導入された平成20年度以降の数値の経年変

化を見ると、中学生男子の数値はほぼ横ばいとなっており、藤沢市も同様の傾向が見られます。

本調査は、経年の変化を基に状況把握・分析が進められております。今後も、国の分析結果や動向を注視しながら、市として分析を進めてまいります。

以上でございます。

岩本教育長 事務局の説明が終わりましたが、このことについて、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

種田委員 ご説明ありがとうございます。とてもよくわかりました。

項目別評価基準というのが、年齢や男女で違うということで、ご説明ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

岩本教育長 ほかにはいかがでしょうか。

(意見、質問等発言：なし)

それでは、ほかにないようですので、これで終わりにいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 次に、議案第4号「市議会定例会提出議案（令和6年度藤沢市一般会計補正予算）に同意することについて」及び議案第5号「市議会定例会提出議案（工事請負契約の変更契約の締結について）に同意することについて」は、藤沢市議会定例会への提出案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、非公開での審議としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 ご異議がないようですので、議案第4号及び第5号につきましては、後ほど非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 それでは、議事に入ります。

議案第6号「藤沢市学校事故措置委員会委員の任命について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

宇野学務保健課長 それでは、議案書3ページをお開きください。(議案書参照)

議案第6号「藤沢市学校事故措置委員会委員の任命について」をご説明申し上げます。

藤沢市学校事故措置委員会については、藤沢市学校事故措置条例第5条第2項に基づいて設置されており、児童生徒の安全施策を推進するとともに、学校管理下の事故により災害を受けた場合、見舞金の認定等について審議をしております。

現在の学校事故措置委員会委員は14名で組織されており、任期は2年で、2025年3月31日までで委嘱または任命をしておりますが、このたび3名が2024年3月31日をもって辞任されたため、新たな委員を任命するものです。

なお、新委員については、辞任された委員と同一区分から選出することとし、任期については、藤沢市学校事故措置委員会規則第4条第2項により、前任者の残任期間である2025年3月31日までとします。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長

事務局の説明が終わりましたが、議案第6号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

(意見、質問等発言：なし)

特にないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長

それでは、議案第6号、「藤沢市学校事故措置委員会委員の任命について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

続きまして、議案第7号「藤沢市立学校通学区域検討委員会委員の委嘱又は任命について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

加藤教育部参事

議案第7号「藤沢市立学校通学区域検討委員会委員の委嘱又は任命について」、ご説明いたします。(議案書参照)

議案書の5ページをご覧ください。

この議案を提出したのは、藤沢市立学校通学区域検討委員会設置要綱に基づき、委員の委嘱又は任命をする必要によるものです。

藤沢市立学校通学区域検討委員会につきましては、同要綱第3条の規定により12人の委員で組織することとし、委員の氏名等につきましては、記載のとおりでございます。

また、委員の任期は、同要綱第4条の規定により、委嘱又は任命の日から、通学区域設定の日までとしております。

以上で、議案第7号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長

事務局の説明が終わりましたが、議案第7号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

(意見、質問等発言：なし)

特にないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、議案第7号、「藤沢市立学校通学区域検討委員会委員の委嘱又は任命について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、議案第8号「藤沢市立学校の新たな通学区域の設定について（諮問）」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

加藤教育部参事 議案第8号「藤沢市立学校の新たな通学区域の設定について（諮問）」をご説明いたします。（議案書参照）

議案書の8ページをご覧ください。

この議案を提出したのは、藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画に基づき、藤沢市立学校の通学区域の見直しを行うため、藤沢市立学校通学区域検討委員会設置要綱第2条の規定より、諮問する必要があるものです。

それでは、諮問文を読み上げて説明に代えさせていただきます。

過大規模校解消のための通学区域の見直しについて（諮問）

少子化の進行により全国的には学校の数を減らす対策が進んでいるところですが、本市では0～14歳の年齢区分において転入超過（転入者数が転出者数を上回っている状態）が続いており、その数は、2021年（令和3年）と2022年（令和4年）の2年連続で全国7位となっております。結果として、市内の一部の学校において、児童数が著しく増加している状況となっております。

このため、教育委員会では令和5年度に「藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画」を作成し、2040年（令和22年）の時点で過大規模（31学級以上）となることが見込まれる6小学校のうち、南部の鶴沼小学校、辻堂小学校、鶴洋小学校及び八松小学校並びに北部の六会小学校の過大規模解消に向けて、通学区域の見直しを前提とした取組に着手することにいたしました。

つきましては、貴検討委員会におきまして通学区域の見直しに向けて協議を行い、その結果を答申してくださるよう、ここに諮問します。

以上で、議案第8号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長 事務局の説明が終わりましたが、議案第8号につきまして、ご意見、

ご質問がありましたら、お願いをいたします。

(意見、質問等発言：なし)

特にないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、議案第8号「藤沢市立学校の新たな通学区域の設定について(諮問)」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、議案第9号「第4期藤沢市教育振興基本計画基本構想の策定方針について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

加藤教育部参事 それでは、議案第9号「第4期藤沢市教育振興基本計画基本構想の策定方針について」、ご説明いたします。(議案書参照)

議案書の11ページをご覧ください。

この議案を提出したのは、第4期藤沢市教育振興基本計画の策定を円滑に進めるため、基本構想の策定方針を定める必要によるものでございます。

12ページをご覧ください。

「計画の基本構想」につきましては、第3期計画を踏まえまして、基本理念については継承し、3つの目標及び5つの基本方針については、言葉の整理をすることといたします。

また、「関連する計画等」である「ふじさわ教育大綱」、「学校教育ふじさわビジョン」及び「生涯学習ふじさわプラン」等との整合性を図るとともに、第3期計画での各事業における課題の整理や社会状況の変化による新たな課題への対応を踏まえながら、教育にかかる施策を総合的かつ体系的にまとめていきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長 事務局の説明が終わりましたが、議案第9号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

(意見、質問等発言：なし)

特にないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、議案第9号、「第4期藤沢市教育振興基本計画基本構想の策定方針について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、議案第10号「第4期藤沢市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱又は任命について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

加藤教育部参事 それでは、議案第10号「第4期藤沢市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱又は任命について」、ご説明いたします。(議案書参照)

議案書の13ページをご覧ください。

この議案を提出したのは、第4期藤沢市教育振興基本計画策定委員会設置要綱第3条の規定に基づき、委員を委嘱又は任命する必要によるものでございます。

「1 氏名等」につきましては、第4期藤沢市教育振興基本計画策定委員会設置要綱第3条第1項の規定により、10人以内となっていることから、10人の委員を挙げております。

選出区分につきましては、同要綱第3条第2項の規定により、藤沢市教育振興基本計画評価委員会委員及び学校関係者等、としていることから、学識経験者、地域関係者、保護者、社会教育関係者、学校関係者により構成しております。

14ページをご覧ください。

「2 任期」につきましては、同要綱第4条の規定により、委嘱の日から計画策定の日までとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長 事務局の説明が終わりましたが、議案第10号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

(意見、質問等発言：なし)

特にないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、議案第10号「第4期藤沢市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱又は任命について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、議案第11号「第4期藤沢市教育振興基本計画の策定について(諮問)」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

加藤教育部参事 それでは、議案第11号「第4期藤沢市教育振興基本計画の策定について(諮問)」をご説明いたします。(議案書参照)

議案書の15ページをご覧ください。

この議案を提出したのは、第4期藤沢市教育振興基本計画を策定するに当たり、第4期藤沢市教育振興基本計画策定委員会設置要綱第2条の規定に基づき、諮問する必要によるものでございます。

議案書16ページをご覧ください。

それでは、諮問文を読み、説明に代えさせていただきます。

第4期教育振興基本計画の策定について（諮問）

教育基本法第17条第2項に基づき策定された、第3期藤沢市教育振興基本計画が今年度末に終了することから、これからの教育政策の方向性を見据え、今後5年間における第4期藤沢市教育振興基本計画を新たに策定いたします。

策定にあたり、第4期藤沢市教育振興基本計画基本構想については、基本理念については継承し、3つの目標及び基本方針については言葉の整理をすることといたしました。

つきましては、国の「第4期教育振興基本計画」、県の「かながわ教育ビジョン」を参酌し、本市の「ふじさわ教育大綱」、「学校教育ふじさわビジョン」及び「生涯学習ふじさわプラン」等との整合性を図りながら、教育にかかる施策を総合的かつ体系的にまとめていきたいと考えますので、貴委員会において審議を行い、その内容を答申してくださるよう、ここに諮問します。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長

事務局の説明が終わりましたが、議案第11号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

（意見、質問等発言：なし）

特にないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

岩本教育長

それでは、議案第11号、「第4期藤沢市教育振興基本計画の策定について（諮問）」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

続きまして、議案第12号「令和7年度使用藤沢市教科用図書の採択方針について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

丸谷教育指導課長

議案第12号「令和7年度使用藤沢市教科用図書の採択方針について」、ご説明いたします。（議案書参照）

議案書の17ページをご覧ください。

この議案を提出しましたのは、令和7年度に使用する藤沢市教科用図書の採択を円滑に進めるため、採択方針を定める必要によるものです。

18ページをご覧ください。

前文で、文部科学省通知及び神奈川県教育委員会通知を踏まえて定める旨を述べ、「1 基本的な考え方」を、(1) 国、県、市の資料等を踏まえて採択する。(2) 公正かつ適正を期し採択する。(3) 学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択する。としております。

次に「2 採択する教科用図書」ですが、教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、文部科学大臣から、県教育委員会を通して送付される「教科書目録」に登載されているもののうちから採択します。

(1) 中学校用教科用図書につきましては、4年に1度の採択替えを行う年となっており、全種目について「教科書目録」に登載されているもののうちから採択します。

(2) 小学校用教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に基づき、令和5年度採択と同一のものを採択します。

(3) 特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書につきましては、「教科書目録」に登載されているもの、または「附則第9条図書」、いわゆる一般図書のうちから採択します。

次に「3 採択までの経過」につきましては、19ページに記載していますので、ご覧ください。

なお、見本本の展示会について、でございますが、今年度は、藤沢市役所本庁舎4階4-4会議室に加え、各学校においても期間を定め、見本本の展示を行うこととします。

以上、よろしくご審議いただき、ご決定いただきますようお願いいたします。

岩本教育長

事務局の説明が終わりましたが、議案第12号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

(意見、質問等発言：なし)

特にないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長

それでは、議案第12号「令和7年度使用藤沢市教科用図書の採択方針について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、議案第13号「藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

丸谷教育指導課長 議案第13号「藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命について」をご説明いたします。(議案書参照)

議案書の20ページをご覧ください。

この議案を提出したのは、藤沢市教科用図書採択審議委員会委員が、2024年(令和6年)5月31日をもって任期満了となるため、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則第2条の規定により、新たに委員を委嘱又は任命する必要によるものです。

審議委員会の委員については、採択審議委員会規則第2条の規定にあるように、今回16名で構成し、氏名等は一覧表に記載してございますので、ご覧ください。

議案書につきましては、20ページから22ページに記載のとおりでございます。

以上、よろしくご審議いただき、ご決定いただきますようお願いいたします。

岩本教育長 事務局の説明が終わりましたが、議案第13号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

(意見、質問等発言：なし)

特にないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、議案第13号「藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、議案14号「令和7年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について(諮問)」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

丸谷教育指導課長 議案第14号「令和7年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について(諮問)」について、ご説明をいたします。(議案書参照)

議案書23ページをご覧ください。

この議案を提出しましたのは、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則第5条の規定に基づき、諮問する必要によるものです。

24ページをご覧ください。諮問文を読み、説明に代えさせていただきます。

ます。

令和7年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）
藤沢市教育委員会は、2024年（令和6年）5月16日の教育委員会
会議において、「令和7年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」を定
めました。

教科用図書の採択にあたっては国、県等の資料を踏まえて公正か
つ適正を期し、学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択する
ことが求められています。また、英語の教科用図書については、令
和6年度より、英語の学習者用デジタル教科書が紙の教科用図書と
併せて提供されました。

そこで、貴審議委員会においては、「令和7年度使用藤沢市教科用
図書の採択方針」及び神奈川県教育委員会通知に示されている「令
和7年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前
期課程教科用図書調査研究の観点」、「令和7年度使用特別支援教育
関係教科用図書調査研究の観点」に基づき審議を行うとともに、英
語については、デジタル教科書も考慮の一事項として、その内容を
答申して下さるよう、ここに諮問します。

以上、よろしくご審議いただき、ご決定いただきますようお願いいた
します。

岩本教育長

事務局の説明が終わりました。

議案第14号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いを
いたします。

（意見、質問等発言：なし）

特にないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議あり
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

岩本教育長

それでは、議案第14号「令和7年度使用藤沢市教科用図書に関する審
議について（諮問）」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

それでは、続きまして、議案第15号「藤沢市藤澤浮世絵館運営委員の
委嘱について」を上程いたします。

生涯学習部の説明を求めます。

菊地郷土歴史課長

それでは、議案第15号「藤沢市藤澤浮世絵館運営委員の委嘱につい
て」、ご説明申し上げます。

議案書の25ページをご覧ください。

今回、この議案を提出いたしましたのは、現在、委嘱しております藤

沢市藤澤浮世絵館運営委員の任期が6月15日をもって満了となることに伴い、藤沢市藤澤浮世絵館条例第8条の規定に基づき、新たな委員の委嘱を行うためでございます。

委員候補者につきましては、藤沢市藤澤浮世絵館条例第8条に基づき5人で、選出区分につきましては、学識経験者から3人、地元関係市民から1人、学校関係者から1人を選出しており、任期は議案書に記載のとおりでございます。

以上で、議案第15号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

岩本教育長

生涯学習部の説明が終わりましたが、議案第15号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

(意見、質問等発言：なし)

特にないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長

それでは、議案第15号「藤沢市藤澤浮世絵館運営委員の委嘱について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

続きまして、議案第16号「藤沢市図書館協議会委員の任命について」を上程いたします。

生涯学習部の説明を求めます。

石塚総合市民図書館長

議案第16号「藤沢市図書館協議会委員の任命について」、ご説明いたします。

議案書の27ページをご覧ください。

今回、この議案を提出いたしましたのは、藤沢市図書館協議会委員のうち、学校教育関係者1人の欠員が生じたことに伴い、図書館法第15条及び藤沢市図書館に関する条例第5条の規定に基づき、補欠委員の委嘱を行うためでございます。

委員候補者につきましては、議案書記載のとおりで、任期は前任者の残任期間となるものでございます。

以上で、議案第16号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長

生涯学習部の説明が終わりましたが、議案第16号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

(意見、質問等発言：なし)

特にないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、議案第16号「藤沢市図書館協議会委員の任命について」は、
原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 それでは、「その他」に移ります。

(1)の「令和5年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」の結果について」、事務局の報告を求めます。

丸谷教育指導課長 それでは、「令和5年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」の結果について」、ご報告いたします。(議案書参照)
資料29ページをご覧ください。

「1 調査の概要」について、でございます。

(1) 調査目的は、本調査を実施することにより、本市の体罰の実態を把握し、教職員の体罰に対する認識を深め、体罰の根絶を図ることでございます。

(2) 調査主体、(3) 実施主体は、記載のとおりでございます。

(4) 調査内容でございます。

調査は、A) 教職員向け調査と、B) 児童生徒及び保護者向け調査の2種類を行いました。

B) の調査では、令和3年度から体罰以外にもセクハラや不適切な言動などの不適切な指導があれば回答するようにしました。

調査対象期間、調査対象、調査方法につきましては、記載のとおりでございます。

参考に、児童生徒及び保護者向け調査用紙、調査の説明資料、教職員向け調査用紙及び教職員向け調査結果報告書を、35ページ以降に資料①から資料④として添付しておりますので、後ほどご覧ください。

30ページの(5) 回答数をご覧ください。

左側の列が、令和5年度の回答数です。右側には、令和4年度の回答数を参考に併記しております。

A) 教職員向け調査につきましては、自己申告によるもので、小学校1件、中学校3件の、合計4件が報告されました。

B) 児童生徒及び保護者向け調査につきましては、小学校376通、中学校84通、合計460通の回答が届きましたが、そのうち事案の記載のあったものが、小学校32通、中学校16通、合計48通でございました。

そのうち、小学校15件、中学校9件、合計24件の詳細調査を学校長に依頼しました。

詳細調査の依頼に含まれず情報提供のみとした案件といたしましては、対象教職員の特定が難しいもの、学校の運営に関するものや、体罰、不適切指導以外の学校への訴え、調査期間以前のものでございます。

(6) の詳細調査方法でございますが、記載内容に基づきまして、校長が該当教諭、または児童生徒などに対して聞き取りを行い、事実の確認をいたしました。

また、連絡先の記載がある保護者に対しては、市教育委員会により聞き取りを行いました。

続きまして、31ページをご覧ください。

(7) の体罰に関する考え方は、記載のとおりでございます。

「2 調査結果について」でございます。

調査の結果、県教育委員会に「体罰」として報告する事案が1件ございました。その他、体罰につながる、行き過ぎた指導や暴言、威圧的言動などの不適切な指導がありました。

なお、文部科学省の体罰の事例につきましては、資料①裏面、36ページに記載しておりますので、後ほどご覧ください。

31ページに戻りまして、表中の「事実不明・事実なし」は、当該教職員に聞き取ったが不明。第三者からの記載で当事者に確認したが、誤解であった。記載者が匿名のため、それ以上、調査が不可能であったなどでございます。

(1) の教職員向け調査後の対応、につきましては、児童生徒の行動を注意するために、体に対する侵害を与え、高圧的な指導を行ったなど、「教育委員会による指導」が必要であると判断して、小学校で1件、中学校で2件、合計3件、市教育委員会による指導を行いました。

次に「校長による継続的な指導」を行ったものが、中学校で1件ありました。

続きまして、32ページの(2) 児童生徒及び保護者向け調査、についての調査後の対応について、でございます。

令和5年度は、体罰につながる、行き過ぎた指導と不適切な指導を分類しております。「市教育委員会による指導」を行ったものではありません。「校長による継続的な指導」が、小学校8件、中学校9件ございました。

「3 保護者からの主な意見」に関しましては、記載のとおりです。

「4 考察」でございます。

令和5年度は、教職員向け調査では、前年度から小・中ともに減少しました。児童生徒及び保護者向け調査では、調査を依頼した件数は、小

学校は減少しましたが、中学校は微増となりました。

対応結果の内訳としては、体罰には至らないものの、依然として児童生徒を傷つける言動や威圧的な指導等の不適切な指導が小・中ともに認められます。

このことは、不適切な指導に対する教職員の認識の甘さがあり、今後も人権感覚を磨き、良識ある社会人としての資質を矜持する教職員への意識改革に向けた継続的な取組が必要です。

児童生徒の誤った言動に、教職員が毅然と指導することは大切です。児童生徒が、その指導を自分事として受け止め、理解することができるのは、指導した教職員との間に信頼関係があるときです。教職員は、児童生徒一人ひとりに細やかに目を配るとともに、人権を尊重する意識を持って向き合い、児童生徒理解に努めることが重要となります。

今後も学校は、体罰や不適切な指導等の根絶に向けた教職員の意識改革及び指導方法に視点を当てた研修など、継続的な取組を行うことで、児童生徒の人権を大切に信頼された学校を構築することが必要です。

最後に、33ページの「5 今後の取組」でございます。

教職員一人ひとりが教育現場から体罰や不適切な指導を一掃し、ゼロにしていくという意識を当たり前を持つよう、令和4年3月に改定した「藤沢市教職員人材育成基本方針」を基に、あらゆる機会を通じ、人権感覚を磨く実践的な取組を具体的に推進していきます。

そして、保護者や地域からの信頼を得るために、引き続き、体罰を許さない環境づくりに努め、安全・安心な学校づくりを目指していきます。

そこで（1）校長のリーダーシップのもと、体罰を認めない学校の環境づくりを推進すること。（2）教職員の指導力を向上させる教育委員会による研修や担当者会の充実を図り、あらゆる機会を通して教職員の人権感覚を磨き、意識改革に努めること。（3）部活動指導における体罰及び不適切な指導の根絶への取組に努め、一人ひとりを認め尊重する指導を行うこと。を引き続き実施していきます。

以上で、「令和5年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」の結果について」の報告を終わります。

よろしくお願いたします。

岩本教育長

事務局の説明が終わりましたが、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

種田委員

ご説明ありがとうございます。1点、質問と、1点、意見を述べたいと思います。

質問は、29ページの下にもありますように、この調査は、特別支援学

校あるいは特別支援学級の子どもたちも調査対象となっていると思います。その特別支援学級や特別支援学校の児童生徒、保護者、あるいはそれに対応している教師の方への調査によって出てきた件数が、もしありましたら、お尋ねしたいと思います。

もう一点は、30ページの「教職員向け調査」と「児童生徒及び保護者向け調査」を見ますと、本当に教職員の方は頑張って指導していただいているとは思いますが、児童生徒や保護者から見ると、これは体罰かな、あるいは行き過ぎた指導かなと見られる場合が、やはり多々あるのだと思います。

とても大変なお仕事だとは思いますが、また引き続き、研修などを受けて、より細やかなご指導ができるように、教育委員会の皆様も、よろしくお願ひしたいと思います。

意見です。よろしくお願ひいたします。

岩本教育長 質問の回答をお願いします。

森 教育指導課指導主事 特別支援学級、特別支援学校の結果でございますが、小学校、中学校の中に含めて合計して記載させていただいておりますので、詳細はここでは表されていません。

種田委員 詳細はわからないのですが、そういった件数があつたのでしょうか、なかつたのでしょうか。それだけでもいいのでお願ひいたします。

森 教育指導課指導主事 繰り返しになってしまうかもしれないのですが、小学校、中学校の件数の、特別支援学級の児童生徒さんは、学校名まではわかるのですが、その中の、どのクラスに在籍しているという詳細のところは、聞き取りの中で確認しているものです。その中で、特別支援学級で、というようなことは、こちらでは把握しておりません。

種田委員 そういうことは、学校の中ではわかって、校長なりが対応していらっしゃるといふことでしょうか、もしあればですが。

森 教育指導課指導主事 そのとおりでございます。

種田委員 ありがとうございます。

今、報道などでも、知的障がいの方あるいは発達障がいの方への虐待みたいな事案が、ニュースで伝えられておりますので、そのようなことがないように、よろしくお願ひしたいと思います。

岩本教育長 ほかにはいかがでしょうか。

飯盛委員 ご説明ありがとうございました。

30ページ、31ページの表を拝見していますと、30ページの例えば「教職員向けの調査」の数とか、31ページの「調査後の対応」につきまして、令和4年度よりも令和5年度が、数字が大幅に減っていると思います。

これは、いいことだとは思いますが、何でこんなに大幅に減ったのかということ、もし分析をされていれば教えていただければと思うのと、31ページの「調査後の対応」の表の中で、「校長による注意」の欄で、令和4年度は0、0、0ですけれども、令和5年度は\、\、\になっている、この違いはどういったことでしょうか。これはノーカウントの意味なのかどうか、お伺いできればと思います。

森 教育指導課指導主事 令和4年度から令和5年度にかけて、特に教職員調査のほうで数が減っているのは、今までの体罰に関する教育委員会からのいろいろな場面での指導とか研修だとかいうものが、少しずつ実を結んで、現場の先生方も、体罰ということに関しては、意識が高まっているのではないかと分析しております。

ただ、先ほどの「考察」にもありましたけれども、体罰の部分は減っているのですが、不適切な言動であったり、威圧的な指導であったりというところは、まだまだ課題があると捉えておりますので、そこは引き続き指導、研修をしていきたいと思っております。

もう一つの「校長による注意」を令和5年度のところは\、\、\にしているところですが、令和4年度までは、「校長による継続的な指導」と「校長による注意」というところで、学校長が指導する中身を、少し差をつけているというか、継続的に見守って指導をしていかなければならない事案と、今後、気をつけるようにということで話をして終わっている事案ということだと思いますが、どちらも、校長からの指導を継続していくことに変わりはないので、5年度に関しては、両方とも併せて「校長の継続的な指導」という形で表記しております。

以上です。

飯盛委員

わかりました。ありがとうございました。

岩本教育長

ほかにはいかがでしょうか。

井沼委員

ご説明ありがとうございました。意見です。

このような調査を続けていくことは、非常に重要だと思っております。ほかの事案でもあるように、こういった調査をするだけではなく、それを生かして行ってほしいなと思います。

以上です。

岩本教育長

ほかにはいかがでしょうか。

石井委員

詳細な調査をありがとうございました。

どの立場でも、やはり体罰とか、そういったことは、残念ながら起こってしまうことが幾つか散見されるというのは、どの社会でもあるのかなとは思いますが、このような調査をすることによって歯止めがかかる

というか、そういうことが今後も引き続いて改善していけるようになる
といいなと思っております。

本当にありがとうございました。意見です。

岩本教育長

ほかにはいかがでしょうか。

(意見、質問等発言：なし)

それでは、この報告を終わりにいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

以上で、本日予定いたしました公開で審議する案件は全て終了いたしま
しました。

委員の方で、前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方は
いらっしゃいますでしょうか。

(報告事項等：なし)

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思いますが、6月20日、木
曜日、午後5時から、傍聴者の定員は20名、場所は、本庁舎8階 8-1・
8-2会議室において開催予定ということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、繰り返しますと、次回の定例会は、6月20日、木曜日、午
後5時から、傍聴者の定員は20名、場所は、本庁舎8階 8-1・8-2
会議室において開催予定といたします。

なお、6月20日は、6月市議会定例会の会期中のため、市議会の当日
の進行状況によりましては、教育委員会定例会の開会時刻が午後5時よ
りも遅れる可能性がありますことをご了承ください。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

以上で、本日の公開での審議の日程は、全て終了いたしました。

ありがとうございました。

傍聴者の皆様におかれましては、ご退席いただきますようお願いをい
たします。

午後3時53分 閉会